

# R7東広島市立上黒瀬小学校 生徒指導規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、本校の教育目標を達成するため、生徒指導について教職員並びに保護者の共通理解による効果的な実施を図る観点から必要な事項について定めるものである。

### 【東広島スタンダード】

あいさつ・・・・・・できます！であったひとに きもちのよい あいさつが！  
へんじ・・・・・・できます！なまえを よばれたときの きもちのよい へんじが！  
ことばづかいい・・・・・・できます！あいてと ばに おうじた ことばづかいいが！  
はきものをそろえる・・・できます！せいりせいとんや ひとを おもいやることが！

### (定義)

第2条 この規程で「生徒指導」とは、問題行動への対応だけではなく、児童一人一人の心を育て、それぞれの人格のより良き発達を目指すとともに、将来、社会において自己実現ができるよう指導・援助することをいい、教育活動の全体を通して行うものである。

### (教職員の基本姿勢)

第3条 生徒指導を進めるにあたっては、次の点を教職員の基本姿勢とする。

- 1 生徒指導は、児童との「望ましい人間関係」や「信頼関係」を基盤に行う。
- 2 すべての教職員が生徒指導の重要性を認識し、共通理解のもと、同じ判断基準をもって行う。
- 3 教職員自らが、指導すべき項目を「率先垂範」し、「模範」を示して行う。

## 第2章 学校生活に関すること

### (登下校等)

第4条 登下校については、社会の一員として、交通ルールを守り、登下校をする。

#### 1 登校の方法

登校班での登校を原則とする。集合時刻、歩行マナーを守り、通学路を通る。

#### 2 下校の方法

毎週木曜日は全学年一斉下校とし、登校班での下校を原則とする。その他の曜日については、学年下校を行う。

#### 3 登校・遅刻・欠席・早退・外出について

- (1) 登校時刻は、7時40分から50分とし、8時10分の始業までに準備をして過ごす。
- (2) 欠席・遅刻の場合は、8時頃までに、保護者が理由を学校に連絡する。
- (3) 早退の場合は、保護者がその理由、時刻、下校方法などを事前に学校に連絡する。
- (4) 外出については、登校したら校外へは出ない。特別な理由がある場合は、保護者が事前に学校へ連絡する。
- (5) 無断欠席、無断外出などの場合、保護者と連携し、児童の個別指導を行う。

### (頭髪)

第5条 頭髪については、次のことを指導する。学習活動や運動等の教育活動に妨げとならないよう、清潔かつ自然な髪型や長さとする。

#### 1 基本的な髪型

- ・短髪を基本とし、襟や目にかかる髪の長さとする。
- ・肩にかかる場合、黒・紺・茶色のゴムで束ねる。色つきのピンやリボンは使用しない。

#### 2 不自然な髪型(パーマ、アイロン、そり込み、不自然でバランスの取れない髪型、染色、脱色、着毛等)はしない。整髪料は使用しない。

#### 3 不自然な髪型の場合には、児童へ指導するとともに、保護者とも連携し改善を図る。

### (服装等)

第6条 身なりについては、次のことを指導する。校内外の学習活動及び登下校時は、学校が定める規

準服を正しく着用する。

## 1 規準服

学校指定の上着、シャツ、ズボン、スカートを規準服とする。天候により、上着を着脱してもよい。

- (1) 白のカッターシャツまたは白のポロシャツ、白の丸襟ブラウス(装飾のないもの)を着用し、裾をズボン・スカートの中に入れる。
- (2) 学校の指定シャツの下には、健康面を考え下着を着用する。色柄物の下着やTシャツ等は禁止とする。また、半袖ポロシャツの下に長袖の下着やTシャツなどを着ない。

## 2 ズボン・スカート

### (1) ズボン

学校指定のズボンを着用する。ズボンをずらした着こなしはしない。

### (2) スカート

学校指定の吊りひもスカートを着用する。スカート丈は、膝丈程度の長さ(スカートの下から短パン等が見えないこと)とする。

### (3) スカート着用又はズボン着用を選択できる。

## 3 靴下

靴下は白色とする。靴下の足底が色付きのもの(黒・紺・グレー)はシューズから見えないものに限り可とする。(ワンポイントやラインは不可)

## 4 通学靴

### (1) 白い運動靴とする。(ワンポイントやラインは不可)

登下校や学習で使用することから、機能的なシューズを使用する。

### (2) 雨天時や降雪時は、長靴を使用してもよい。

## 5 上履き・体育館シューズ

学校指定のものを使用する。

## 6 名札

学校指定の名札を必ず着ける。

## 7 通学帽

登下校時や校外に出る時、学校指定のものを着用する。

## 8 セーター・ベスト

防寒のために規準服の下にセーター・ベストを着てもよい。色は紺、黒、白等華美でないものとし、上着の袖や裾から、極端にはみ出さないものとする。

## 9 防寒着・手袋等

### (1) 厳寒期(11月～)には、登下校、休憩時間(外)においてズボンやスカートの代わりにジヤージ・長ズボン(華美でないもの)を着用してもよい。また、登下校においてジャンパーなどの防寒着を着用してもよい。ただし、卒業式の練習、卒業式・修了式は、規準服とする。

### (2) 厳寒期には、登下校において手袋やマフラーなどを着用してもよい。校舎外で休憩時間などを過ごす場合、手袋は着用してもよいが、マフラーなどは安全面から着用しない。

## (持ち物)

### 第7条 持ち物には、必ず記名し、不要物については、次のことを指導する。

- 1 学校での学習活動に必要でないものは、持参しない。
- 2 違反があった場合は、学校預かりとし、保護者に連絡・指導を行った上で下校時に返却する。
- 3 重ねて違反があった場合は、特別な指導を行う。

## (校内での生活)

### 第8条 校内の生活については次のことを指導する。

#### 1 授業やその他の活動

##### (1) 自分の持ち物には、必ず記名をする。

- (2) 時間（チャイムの合図）を守る。
- (3) 授業時のあいさつ、返事、言葉づかいを大切にする。

## 2 休憩時間

- (1) 学校の外や立ち入り禁止場所には、行かない。
- (2) 校内放送は、止まって静かに聞く。
- (3) 特別教室や他の教室には、勝手に入らない。
- (4) 校舎内では、右側を静かに歩く。
- (5) 学校の施設や道具、草花や樹木、飼育動物を大切にする。

## 3 保健室利用

- (1) 体調がすぐれない場合、保健室を利用することができる。利用時間は、養護教諭が状況に応じて判断する。体調の回復が見込めない時は、学校から保護者に連絡をする。
- (2) 度重なる保健室の利用の場合、保護者に連絡をし、医療機関への受診をすすめる。
- (3) 虐待やネグレクトが疑われる場合は、学校より関係機関に通告する。

## 4 給食

- (1) 衛生面に注意して給食当番等をする。
- (2) 当番は服装を整え、準備を行う。エプロン・マスク・帽子は、個人持ちとする。
- (3) 食事のマナーを守って食事をとり、食後は歯磨きをする。

## 5 掃除

掃除は、学校の環境を整える学習活動の1つである。時間いっぱい黙って掃除をする。

## 6 教育相談

学校は、児童、保護者から教育相談の希望があった場合、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、心のサポートーと連携をとる。

## 7 その他

- (1) 卒業生や部外者の学校への無断立ち入りは禁止する。用事のある場合は、職員室へ連絡する。学校の敷地内に入り、指導したにも関わらず、校外に移動しない場合、関係機関と連携する。
- (2) 学校内の施設設備を破損した場合や発見した場合は、職員室に届け出る。場合によっては、関係機関と連携する。
- (3) 通常の指導を行っても、何度も違反を繰り返す児童の場合、特別な指導を行う。

# 第3章 校外での生活に関するこ

この章については、保護責任の観点から、保護者責任についても記載する。本章の指導は、学校・家庭・関係機関が連携を取り行う。

## (校区外の生活)

### 第9条 校区外の生活については、次のことを指導する。

#### 1 遊び場所・帰宅時刻等

- (1) 立入り禁止などの危険箇所に立ち入ったり、川・池などで遊んだりしない。
- (2) 午後5時には、家に帰着する。
- (3) おつかいは除くが、児童だけでスーパーやゲームセンターなどへ出入りしたり、買い物したりしない。保護者は、酒タバコ類を児童に購入させないようにする。
- (4) 親の承諾なしに児童だけで外出や外泊をしない。
  - ① 保護者は、児童安全確保の観点から、夜間に児童を外出させないようにする。
  - ② 保護者は、広島県青少年育成条例により、娯楽施設利用に当たっては、同伴の場合であっても、夜間の利用はしないようにする。

#### 2 交通安全

- (1) 道路交通法に違反させない。
- (2) 自転車に乗る時は、ヘルメットを着用させる。
- (3) 国道・校区外では、自転車に乗らせない。

### 3 情報通信機器等

本市では、学校への携帯電話の持込を原則禁止している。保護者は、携帯電話やゲーム機などの使用について、家庭でのルールづくり、情報通信機器のフィルタリングに努める。

## 第4章 特別な指導に関すること

### (問題行動への特別な指導)

第10条 問題行動への特別な指導として、問題行動を起こした児童には、教育上、必要と認められる場合は、特別な指導を行う。但し、発達段階や常習性も配慮した指導を行う。

#### 1 法令・法規に違反する行為

- (1) 飲酒・喫煙
- (2) 暴力・威圧・強要行為
- (3) 建造物・器物破損
- (4) 窃盗・万引き・占有物離脱横領
- (5) 性に関するもの
- (6) 交通違反
- (7) その他法令・法規に違反する行為

#### 2 学校の規則等に違反する行為

- (1) 暴力行為（対教師、児童間、対人、器物破損）
- (2) 飲酒・喫煙及び準備行為（購入・所持）
- (3) いじめ
- (4) 登校後の無断外出・早退
- (5) 指導に従わない（指導無視、暴言、授業エスケープ、授業時の立ち歩き）
- (6) 携帯電話等の不要物の持ち込み
- (7) その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

### (反省指導等)

第11条 特別な指導のうち、反省指導等は、発達段階や常習性も配慮し、指導を行う。

- 1 説諭による指導
- 2 別室による反省指導
- 3 教育相談と反省指導を複合した指導
- 4 保護者来校による反省指導

### (特別な指導を実施するにあたって)

第12条 特別な指導は、児童が自ら起こした問題行動を反省させ、よりよい学校生活を送り、人格の形成を行うためのものである。この観点から、実施にあたっては、次の事柄を明確にする。

- 1 特別な指導のねらいや期間、指導計画を明確にし、児童・保護者・教職員に伝える。
- 2 特別な指導は、学校全体で取り組み、事実の確認、反省、再発防止のための具体的な約束や展望をもたせる。
- 3 特別な指導を行うにあたっては、十分な事実確認を行い、指導記録を残す。
- 4 法令・法規に違反する行為、いじめ、暴力行為などについては、関係機関と連携をして対応する。
- 5 反省期間については、形式的にならないようにし、目的を明確にして短期間で行う。また、児童の発達の段階を考慮して効果的に行う。

### (規程の周知)

第13条 児童を対象とする全校集会や保護者を対象とする入学説明会、PTA総会、懇談会などの直接説明を行う。また、学校に来校しない保護者に対しては、ホームページでの公開や学校だより、家庭訪問などを通じて周知を図る。